

様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	15	担当課	健康増進課
法令名	栄養士法施行令	根拠条項	6-1	許認可等の内容	栄養士免許証の再交付	
<p>（免許証の再交付）</p> <p>第六条 栄養士は、栄養士免許証を破り、汚し、又は失つたときは、免許を与えた都道府県知事に栄養士免許証の再交付を申請することができる。</p>						